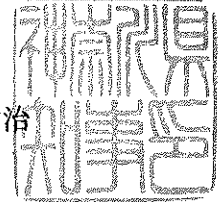


水第 1713 号
令和 4 年 10 月 21 日

神奈川海区漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮に
ついて（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16
条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第3号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすする総トン数及び漁業者の数のその他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

| 漁業種類 | 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数の数(人) | 推進機関の馬力数 | 操業区域 | 漁業時期 | 許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格 | (規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に附加する条件) | 許可又は起業の認可をすべき期間 | 許可の有効期間 |
|---------------------|-------------------------|----------|--|----------------|--|--|------------------------|-------------------------|
| ぼら及びすずきを目的とする狩刺し網漁業 | 1 | 定めなし | 共第10号共同漁業権の漁場の区域のうち鎌倉市稲村が崎地先から同市材木座地先に至る海面 | 1月1日から12月31日まで | 鎌倉市材木座に漁業根拠地*を有し、共同漁業権の漁場区域で操業する事に漁業権者の受忍を受けている者 | 共同漁業権にもとづく共同漁業の操業を妨げてはならない | 令和4年11月7日から令和4年12月6日まで | 令和4年12月21日から令和8年4月16日まで |
| すずき流し刺し網漁業 | 1 | 同上 | 横須賀市夏島町1番地にある護岸北東角と中の瀬第1号ブイとの見通し線以南で横須賀市津久井津久井川河口と千葉県浜金谷港灯台との見通し線以北の神奈川県海面 | 1月1日から12月31日まで | 横須賀市走水に漁業根拠地を有し、共同漁業権の漁場区域で操業する事に漁業権者の受忍を受けている者 | 漁具の規模の限度は次のとおりとする。 1 目合 7.6cm以上 2 網の高さ 100掛以下 3 網の総長 300m以下 | 同上 | 令和5年1月4日から令和8年4月16日まで |

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業の使用に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。